

平成30年第2回定例会
新冠町議会会議録
第3日（平成30年 9月19日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		諸般の報告（決算審査特別委員会の正副委員長互選結果）
日程第 3		一般質問
日程第 4	議案第35号	平成30年度新冠町一般会計補正予算
日程第 5	議案第36号	平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正 予算
日程第 6	議案第37号	平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正 予算
日程第 7		議員派遣の件
日程第 8	発委第 1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化 を求める意見書の提出について
日程第 9	会議案第7号	閉会中の継続調査について（3常任委員会）
日程第10	会議案第8号	閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
日程第11	会議案第9号	閉会中の継続審査について（決算審査特別委員会）

「閉議宣告」

「閉会宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課総括主幹	佐々木 京 君
企画課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課総括主幹	新宮 信幸 君
税務課総括主幹	今村 力 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム総括主幹	坂元 一馬 君
管 理 課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君
浜 口 雅 史 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成30年第3回新冠町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 椎名 徳次 議員、3番 武藤 勝圀 議員を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告を行います。諸般の報告については、今定例会初日に設置されました平成29年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に氏家 良美 議員、副委員長に竹中 進一 議員、以上のとおり、互選された旨報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第3 一般質問を行います。通告の順序に従い、発言願います。武藤 勝圀 議員の「防災対策について」の発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） 3番武藤です。ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問します。今回の連続した災害、処理の対応にあたられた職員の方々の不眠・不休の活動に敬意を表します。本当にお疲れさまでした。この時期に質問に躊躇もしましたが、こういう時だからこそ防災問題について考えるべきの思いもありますし、また、2点目のJR問題につきましても11月に結論との報道もあり、12月議会では遅いという思いもありまして、敢えて質問させていただきました。よろしく願いいたします。1点目の防災問題の質問を考えたのは、7月の西日本豪雨災害を受けて、本町としても教訓を学ぶ必要を痛感し、質問を書き終えたところです。その後、台風21号、胆振東部自身と大災害が連続して起こり、多くの方が犠牲になられました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞い申し上げます。日本は今、災害多発

国で今回のような災害がいつ、どこで起きても不思議ではありません。災害に強いまちづくりが求められていると思います。災害に強い新冠をどうつくるのか、そのためには何が必要か、課題は何か、などをテーマに質問していきたいと思い、その観点から5点伺います。1点目は、これはあの2年前の平成28年度の広島県での土砂災害を受けて定例会で質問した件なんですけども、あの時前小竹町長の答弁として、新冠においては平成28年度に土石流危険溪流箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険箇所7箇所の基礎調査を終え、平成31年度までに残り31箇所の基礎調査を完了すると、そういう報告でありました。その後の進捗状況を伺います。2つ目は、現在土砂災害危険区域に居住している戸数は人数・戸数はいくらになりますか。3点目は、土砂災害に関するハザードマップの完成は調査終了後と解してよろしいかどうか、この点伺います。4点目は、現時点での自主防災組織の組織率はいくらで、その活動状況を伺いたいと思います。また、地域防災マスターについての2年前の答弁では、新冠町ではゼロとの報告でしたけども、最近日高振興局のホームページを見ますと町長、副町長はじめ同僚議員でも数名認定されております。そういう方々の活動状況というか、そういう面とそれから今後さらに、今14名ですか、まだまだ足りないと思いますので、今後の育成計画について伺います。それから5点目ですけども、最近の災害の状況を見ていますといろんな警報が出てもやっぱり逃げない。そのために命を失うというケースが今回結構見られております。逃げない人をどう避難させるかがやっぱり大事だと思います。最終的に個人の責任にしろ助かる命をどう助けるか、そこに行政としてどう関わるのかは検討課題と思いますけれども、現時点での検討状況を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝圀議員ご質問の、防災対策についてお答えいたします。まず始めに、1点目についてですが、平成28年6月14日第2回定例会における武藤議員からの一般質問にお答えした内容と重複する箇所もございますが、お許し願いたいと思います。近年、全国で多発する土砂災害に対し、国民の生命と身体を守るために、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が制定され、平成13年4月に施行されているところであります。この土砂災害防止法は、土砂災害が発生する恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転推進等のソフト対策を推進する法律でございます。議員ご質問の土砂災害危険箇所の進捗状況につきましては、当町の土砂災害危険箇所数が全体で60箇所から2箇所増え、62箇所に変更となっております。内訳としましては、土石流危険溪流箇所が38箇所から1箇所増えて39箇所。地すべり危険箇所2箇所は変更ありません。急傾斜地崩壊危険箇所は、20箇所から1箇所増えて21箇所となっております。この62箇所について、北海道建設部は平成24年度から土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を目的とした基礎調査を開始し、平成29年度までに土石流危険溪流箇所28箇所、急傾斜地崩壊危険箇所16箇所、合計44箇所の基礎調査を完了し、うち29箇所が土砂災害警戒区域の指定済み箇所となっております。残る14箇所につきま

しては、現在、町の意見照会及び当該区域に関する住民説明などを経て、土砂災害警戒区域の告示を行う手続きを進めるところであります。今後の計画につきましては、今年度指定に向け、土石流危険渓流箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険箇所1箇所、地すべり危険箇所2箇所の合計10箇所の基礎調査を実施中で、来年度は残り8箇所の基礎調査を実施完了する予定となっており、その調査結果を基に土砂災害警戒区域の指定を行っていくと同っているところでもあります。また、62箇所の危険箇所のうち、施設整備が施されている箇所は土石流危険渓流箇所が32箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が12箇所、地すべり危険箇所が1箇所の合計45箇所となっており、その他の箇所につきましては、緊急性の高い箇所から整備していくこととなりますが、各箇所を管理する機関が国有地、民有地、町有地等に別れており、所管する関係機関と調整のうえ、更なる事業促進のための要望をし、取り進めていくことが必要になってくると考えているところでございます。なお、9月6日に発生した胆振東部地震により、当町が震度5強を観測したことから、土砂災害危険箇所における2次災害防止のため、北海道による緊急点検が7日、8日の2日間にわたり行なわれました。調査箇所は、一部国有林4箇所を除き、町内対象全箇所において実施されたところでありますが、点検結果につきましては、特段変化がない危険度Cという判定で、危険度は低い旨の報告を受けております。

次に、2点目の土砂災害警戒区域に居住している人数・戸数はいくらか、というご質問であります。現在基礎調査中であり、平成31年度の調査が完了しなければ全ての戸数は把握できないことをご理解願います。

3点目の土砂災害に関するハザードマップの完成についてであります。北海道の平成31年度の基礎調査及び区域指定が完了した後、その資料をもとに町の地域防災計画と整合性を図りながら作成したいと考えているところであります。

4点目の自主防災組織の組織率及び活動状況でございますが、町内34自治会のうち組織しているのは19自治会で、組織率は55.9%となっております。また、自主防災組織の主な活動内容は、自主研修の開催や防災資機材の備蓄のほか、毎年実施している防災避難訓練の際に自治会連合会が所有するレスキューキッチンを使用した炊き出し体験を行うなど、地域活動の一環として実施されているところでございます。次に地域防災マスターについてですが、現在、当町における認定者数は14名となっております。地域防災マスターは、自主防災組織や近隣住民と連携・協力して行なう初期消火や負傷者の救出・救助、被災情報・被災者ニーズを町に提供するなどのボランティアとしてできる範囲での活動をお願いするもので、認定されている方々は日頃から地域や職場における防災活動の中心的な役割を果たされている方々でありますし、町職員や消防職員の認定者は、それぞれ災害対応の最前線で重要な役割を担っているところでもあります。今後においても、災害時はもとより、日頃の防災活動において、地域防災マスターの役割は、より重要となってまいりますので、多くの方が認定を受けられるよう自治会等を通じ、広く認定講習の受講を呼び掛け、認定者の増加に努めてまいりたいと考えております。

最後の、逃げない人をどう避難させるか、ということについてですが、行政は災害時に想定される被害の状況に応じ、避難準備情報や避難勧告、避難指示を発令し、いち早い避難を呼び掛けることとなっておりますが、これには法的強制力がなく、最後まで避難をせずに被災された方の報道を見るにつけ、誠に残念でなりません。当町におきましては、近年では平成28年8月の台風9号災害時に節婦川流域世帯へ避難指示を、台風10号災害時に本町沿岸地区の一部に避難勧告を発令し、避難を呼び掛けております。幸いにも、いずれも人的被害はありませんでしたが、その際に避難された方は一部にとどまっております。行政として、一人の犠牲者も出さないためには、あらゆる手段を用いても避難していただくことを最優先しなければならないところではありますが、災害時には限られた時間と人数の中で取組まなければならないことも数多くあり、非常に難しい課題と捉えております。まずは、避難に勝る防災無しの言葉通り、災害時には避難することを習慣付けていただくよう、避難訓練を継続実施していくことはもとより、有事の際には、私が自ら切迫感をもって町民の皆さんに避難を訴えていくことも必要と思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 1点目ちょっと聞き漏らしたのかどうかわかんないんですけども、これその基礎調査というのは何年度まで終わる計画なのか、もう一回確認の意味で答弁お願いしたいんですけども。それと2つ目は、危険区域に住んでおられる方に対するはつきりしてる部分はある訳ですよ。その人らに対して、あなたの家は要するに危険区域に住んでますというそういう周知はされてるのかどうか、全くしてないのか。それが2点目。

それからもう1点、5点目の逃げない人をどう避難させるかという点でのあれなんですけども、この問題は行政にとっては大変悩ましい問題だと思います。気象情報、避難指示については、これについては気象庁などもより理解しやすいように今研究中のようですし、色々改善はされていくと思います。今回やっぱり助かってる例を見ても自治会単位で誰がどの人、高齢者を見るかとかそういう具体的なきめ細かな計画を持って助かったというのが広島県なんかでも報告されておりますけども、日頃から自治会単位でそういう準備も必要だと思います。そういう点は学ぶ必要があると思いますけども、あと同時にいろんな避難指示で今回出て、自治体でもやっぱり色々対応違ってるとはですね。即出す自治体もあるし、様子見てというあります。だから、ここは大変自治体としては、悩むとこだと思います。私はやっぱりその出すか出さないかで悩んだ場合はやっぱり出すという方にね統一した方がいいんでないかと思うんですよね。多いのは結局警戒出したけど何もなかったじゃないかというそういう批判が結構あるということ、それは当然だと思うんですけども、やっぱりその警報出して何もなくて良かったというそういう風潮をね、やっぱりまた作っていく必要あると思うんですよね。だからやっぱり命をまず大事にするという点で、そういう点でその自治体としても、そういう点ではもう断固そのやっぱり色々悩んだ場合はとにかく警報出すと、そういうふうに徹底した方がいいんでないかと思っておりますけども、

その点も含めて3点お願いします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。まず1点目、一応指定は31年度に終わるといふふうに取り進めているところでございます。2点目の危険箇所についてですが、現在です、44箇所、140戸の方がおられますが、これにつきましては、まず住民説明をしなければならない、それと了解を得なければ指定の手続きがございますので、そういうものをして中で今後残っているものにはしていくという形になりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。2点目でございますが、先程も申し上げましたが土砂災害に関するハザードマップや河川ハザードマップをこれから北海道と協議しながら取り進めていこうとしておりますので、それに併せた形で取り進めていくというふうに思っております。これには、当然町の地域防災計画とも整合性を図って取り進めてまいりたいというふうに考えてございます。それから被害に対しまして、避難準備情報や避難勧告、避難指示などの発令についてでございますけれども、これにつきましてはご指摘のように私も躊躇することなく発令したいというふうに考えておりますし、その方向で進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） やっぱりこの災害から町民を守るという点で、色々まだたくさん問題あると思うんですけども、とりわけやっぱりこの今回の厚真の例を見ても、やっぱり土砂災害に対する準備です。そういう備えをすることが、急いでやる必要があるというふうに痛感しております。ですからやっぱり31年度というのは、是非早めて、この前の新聞報道では国土交通省では新しい機器を即座に危険度だとかできる機器を開発して、今実証実験中だという報道もありますから、是非そういう面も使って一刻も早い基礎調査を終了して指定を終えてほしいと、そういうふうに思います。災害に強いまちづくりという点で、ハード面、ソフト面、両面から考えていく必要があると思っておりますけれども、ハード面の場合は金額も多額を要する、あるいは簡単に進まない、あるいはハード面でできても三陸の津波の状況見ても、ここは超えないというところ作ったんだけど、それを超えて大きな災害が起きるといふことで、今の状況からいったら本当に雨の降り方でもかつては100ミリ、200ミリという状況でしたけれども、今はもう1000ミリというのが当たり前になってきてますから、そういう点ではハード面十分やったとしても超えられるという災害が起こり得る訳です。そういう点で予算の関係もありますけれども、是非強めていってほしいのと、やっぱりソフト面では過去の災害の教訓に学ぶということが重要でないかと思うんです。先程も言いましたけど、広島のような自治会の取組みなんかで命が助かったという例もありますから、先程自主防災組織、それからそういう活動強めていきたいという報告もありましたので、是非災害に強いまちづくり、本当に死者を出さないといふことで是非取組んでいきたいといふことで、最後にその点での町長の決意といひますか、取組みについてお願いしたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 色々と災害を受けているところがございます。やはり予算の関係も、ご指摘のように予算の関係もでございますので、被災地が最優先されるという実態があることもご理解いただきたいというふうに思います。それから基礎調査につきましては、町がするものではなく、北海道がいたしますので私どもも関係機関に早くするよう要請をしていきたいというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、私は自分の公約の中に災害に強いということをおっしゃっておりますので、先程申し上げておりますように避難勧告、避難指示、準備情報等躊躇することなく取り進めてまいりたいと思っておりますし、できる限り河川につきましてもいろんな検証をした中で、安心して安全なまちづくりに繋げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（芳住革二君） 引き続き、ＪＲ日高線の復旧に向けた取組み等についての発言を許可いたします。武藤議員。

○３番（武藤勝圀君） ２点目、ＪＲ日高線の復旧に向けた取組み等について伺います。政府は７月、ＪＲ北海道に対して２年間で４００億円台の財政支援をすることとしましたけれども、日高線にはバス転換を迫っております。今年、北海道は命名１５０年を迎えました。この中で、鉄道の果たしてきた役割を検証し、日高線は将来に残していくべき貴重な財産と思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤勝圀議員ご質問の、ＪＲ日高線の復旧に向けた取組みについて、お答えいたします。日高線開業の経緯について若干触れさせていただきますが、大正２年１０月、当時の当時の軽便鉄道法に基づく軽便鉄道として、苫小牧軽便鉄道による苫小牧と現在の富川間の開業から始まり、その後、大正１３年に日高拓殖鉄道が厚賀まで開業、大正１５年には静内まで延長され、昭和２年に両鉄道を国が買収し日高線となり、様似まで開通されたのが昭和１２年でございます。開業以来、言うまでもございませんが、百有余年にわたり重要な交通手段として、日高地域の発展に寄与され、鉄道の果たしてきた役割は大きいものと思っております。しかしながら、ご承知のとおり平成２７年１月の低気圧に伴う高波の影響により甚大な被害を受け、鶴川・様似間が不通となり、早期に復旧がなされ、日高線を持続的に維持できるようオール日高として関係機関とも連携を図りながら取組みを進めてきたところでございますが、願いがかなわず現在に至っている状況でございます。この間、ＪＲ北海道は経営難から、平成２８年１１月単独での維持が困難として運行のあり方を見直す１０路線１３区間を公表、道内の約半分にあたる鉄路が対象となり、日高線も含まれてございました。また、平成２８年８月以降、台風が相次いで上陸・最接近したことにより、各地の鉄道網をはじめ、日高線も記録的な被害を受け、被災箇所は拡大の一途をたどり、平成２９年２月にはＪＲ北海道から鶴川・様似間の復旧断念、並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願いについて、提示があったところで

ございます。これに対し沿線自治体としては、ＪＲ日高線の復旧を断念することなく、復旧に向けて取り組みを行っていくことを確認するとともに、ＪＲ北海道から提案のありました、バス等への転換に鑑み、ＪＲ日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会を設置し、検討・協議を重ねてきたところでございます。行政報告でも申し上げてございますが、７月３０日に開催された同協議会において、各交通モードの運行能力面、利便性の主要部分を検討事項とし、実現可能性、住民の足の確保、経済的合理性の視点から、実現可能な交通モードの選択肢として、ＪＲ日高線全線復旧、鶴川・日高門別間の鉄道 プラスバス、全線バスの３案に絞り込みを行ったところでございますので、今後におきまして、町長会議で検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○３番（武藤勝罔君） 最後にしますけれども、８月１４日ご覧になった方もおられると思いますけれども、北海道新聞でこういう記事出てます。記憶を後世にとということで、ここで書かれてるのは、若い人はご存知ないかもわかりませんが、要するにタコ部屋労働ですよね。タコ部屋労働、強制労働、これが報道されておりました。北海道の鉄道はこういう人たちの汗と血が染み込んだものです。ですから、よく言われるように、枕木一人一人と。ですから、枕木一本一本にやっぱりこういうタコ部屋労働者の血と汗が滲んでいると。そういう表現をされるほど過酷な気候と労働条件のもとで鉄道が引かれてきたと。こういうこの北海道１５０年ということ、しかも今町長から報告ありましたように日高線は約８０年ですよね。ですから、１５０年の半日日高の発展に貢献してきたと。こういう時期に本当に鉄道をなくしていいのかと。現状では道内いずれの自治体も人口減少は免れませんけれども、鉄道が存続する地域よりも廃止された地域の方が、人口も地価も減少率が高いというのが国土交通省の持っているデータです。以前にも私定例会でも発言したと思いますけれども、鉄道がなくなって栄えた町はありません。日高線は地域の大切な足であり、胆振日高を結ぶ歴史的、文化的遺産であります。日高町村会なども最初から掲げてきたこの全線復旧、この立場を是非堅持して、本当に利用しやすい日高線を守ってほしいということを是非町長会議等でもそういう立場を堅持してほしいと思いますけれども。よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。ＪＲ日高線の果たしてきた役割と武藤議員の想いについては十分理解いたしますが、不通になってから３年半以上経過していること。存続のためのＪＲ北海道への管内７町による年間１３．４億の支援要請には、財政上応じられないこと。海岸護岸の恒久復旧については、現在のＪＲ北海道の財政状況では不可能であり、国土保全の立場から北海道とともに、法・制度の改正に向けた行動が必要であること。鉄道復旧時にあっては、便数の約半減化としていること。さらには、北海道交通政策総合指針の中で、収支が極めて厳しい線区は地域に最適な交通ネットワークに向け、検討を進めるとされていること等をご理解のうえ、繰り返しとなりますが、今後実現可能性、

住民の足の確保、経済的合理性の視点から町長会議で取り進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、武藤議員の一般質問を終わります。次に、竹中進一議員の、台風21号と胆振東部地震による被害の状況と復興への取組みは、の発言を許可いたします。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、町長行政報告に関わる事項の、台風21号と胆振東部地震による被害の状況、復興への取組みを質問させていただきます。はじめに、この度の災害によって亡くなられた方々のご冥福を申し上げるとともに、被災されました方々にお見舞い申し上げさせていただきます。当町においては、このダブル災害に対し適宜対応され、特に地震に対しては夜中にもかかわらず災害対策本部を直ちに立ちあげた報告を受け、町民の安全安心のため、大変なご苦勞をされたことに敬意と感謝をいたすものでございます。まず、台風21号によるビニールハウスの被害ですが、戸数は3戸と思いますが、計6棟が倒壊いたしたとの報告で、これらのハウスは以前にも被災をいたした一部の地域に集中しており、度重なる被害によって再建への意欲が失われないように、過去の例に沿うような手厚い支援を講じる考えはないでしょうか。また、胆振東部地震による災害では、直後から長時間の停電となり、日常生活において数々の支障が出ましたが、大きく影響を受けたのは自家発電機のない酪農家、また用意はしてあったが普段稼働していないために故障したりで搾乳ができない事態になり、さらに生乳の受け入れもできない状況となりました。各酪農家や新冠町農協においては、必死に発電機の手配をすべく奔走いたしたようですが、ブラックアウトという全道規模の停電のため、中々調達ができない状況に陥り、特に西新冠の奥地に電気がくるのが遅れ、ようやく見つけた発電機も数戸で運搬しながら、相当遅れをとり搾乳にいたった訳ですが、その牛乳の冷却ができなかったり、受け入れもされず、462万円分廃棄したとのことですが、その戸数が調査済みでしたらお示しいただきたいと思ひます。そういった状況下、乳房炎に罹患するリスクは非常に高くなりますが、その実態と今後の停電による影響によるものである場合、牛乳の廃棄と併せ損失に対して救済の道はないかについて伺ひます。一方では、ピーマンの選果場も停電で稼働しなかったために、出荷停止もやむを得なかった訳ですが、その影響で収穫適期を過ぎて商品価値が低下し、農家の収入に影響を与えることとなるような状況はなかったかについて、調査いたしてありましたらお伺ひいたします。今回の震災は北海道全体、各方面に多大な影響を及ぼしましたが、行政報告にはございませんでしたが、町内において今まで述べた以外で各種施設はじめ、日常生活全般について被害の調査をいたした経過がございましたら、その対策について現在方針が決まっている事項がございましたらお伺ひしたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員ご質問の、台風21号と胆振東部地震による被害の状況と復興への取組みはについて、お答えいたします。行政報告でも申し上げましたが、

この度の台風21号及び胆振東部地震による農業被害について改めて申し上げますが、台風21号では、ビニールハウスのビニールが剥がれるなどの軽微な被害を除き、3戸の農業者のビニールハウスにおきまして、全壊が1棟、半壊が4棟、一部損壊が1棟被災し、被害額は224万円でございます。このほか、収穫不能となったピーマンの損失分として84万円を加え、合計で308万円の被害でございました。また、胆振東部地震では、震災による停電のため、乳業会社が受入れをストップしたことにより、酪農家23戸が止む無く生乳約46トンを廃棄し、ご指摘の通り462万円に及ぶ損失が発生したとの報告を受けてございます。ご質問のありました1点目のビニールハウスへの対応でございますが、本年2月の大雪災害にも適用しておりましたが、生産振興策として制度化しております野菜促成栽培施設整備事業がございますので、本事業の利用を希望される場合には対応してまいりたいと存じます。ご質問の2点目につきましては、生乳破棄による損失、3点目につきましてはピーマンの品質低下による損失、それぞれの損失に対して、町に減収補てんを求めご質問と理解しましたが、この度の地震による被害は、揺れによる直接的な被害ではなく停電による被害でございますので、場合によっては電力会社や乳業会社のインフラ整備が問われることがあるかと存じます。過去には、東日本大震災により福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出されました。その際、和牛が被爆しているとの風評被害が広まり、市場価格の下落が続いたために、東京電力が損害賠償をした事例はございますが、今回の停電事故につきましては、今後どのような検証が行われ、評価が下されるのかは全く不透明でございます。また、ピーマンの品質低下を懸念されていらっしゃいますが、選果場の受入れをストップしたのは6日の午後のみでございます。実質的に半日であったことから、品質への影響はほぼ無いと聞いてございます。今回の損失が、一般的な自然災害によるものとした場合にも、台風や大雨などによる風水害をはじめ、天候不順による冷害や地球温暖化による海水温の上昇など、自然環境下ではこれまでもあらゆる天災が発生し、農畜産・林産・水産物に被害をもたらしております。また、その被害は商店や企業の営業活動の停滞や経済的な損失、各家庭にあつては財産等の損失、場合によっては人命にまで危険が及ぶなど、天災による被害は非常に幅広い範囲に及ぶこともございますし、被害の大きさの程度も様々でございます。そういった天災による損失に対し、町が減収分を補てんするということにつきましては、事務的にも財政的にも大変厳しく、補てんをすることは困難でございます。災害に対し、個人で備えるには限界があるとは存じますが、農業共済制度や災害保険への加入、日頃からの準備、今回の場合であれば発電機を備えておくなど、自主防災に努めていただくことが肝要でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、町内施設の被害状況等につきましては、先般の行政報告のとおりでございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 今回の災害は、台風21号による暴風災害と地震災害が続けて発生いたし、被災した町民はもとより、役場や農協及び関係各機関の方々のご苦労は大変

なものがあったと思います。ハウスの倒壊被害は、昨年春にも暴風によるもの。この冬には豪雪によるもの、そしてなんとか再建し、あるいはその途上で今回さらなる被害が重なり、被災農家の再建に対する営農意欲が低下いたさないかが懸念されるところでございます。この災害にも負けずに元の営農を取り戻していただきたいと切に思う訳ですが、この際同じようなことが繰り返されないように、ハウスの資材を丈夫なものにする方法が考えられないでしょうか。今の施設を作り替え、パイプそのものを丈夫なものにするか、太いパイプによって再建するなどの方法がベストであると思います。しかし、そのためには既設の施設設備を撤去して新しく立ちあげるか、または別の場所に設置しなければなりません。かかる費用も現行のものより相当高額となり、自家施工のため目いっぱい営農の中、新たな労力が必要となるため農家は中々取組めないのが現状のようでございます。また、もう一つの方法として既成のハウスに梁などの資材を取り付けて強度を増す方法もあると思います。繰り返される災害にも耐えることのできる強い施設とするために、比較的安価で労力も少なくてすむ方法ではないかと思っておりますので、先程町長がおっしゃられたように既設のハウスに対する補助制度が今のところはございませんけれども、新しいものにするのであれば先程の制度等を利用して取組んでいくことは必要ではないかと思っておりますけれども、その辺既成のハウスに梁をただ足すだけですと、費用も労力も大変少なくてすむ、そして頑丈なハウスができるということでございますので、なんとか町の方で助成制度を設ける等をして推進してはいかがでしょうか。また、酪農関係の被害として、先に述べました受け入れができなかった生乳を462万円分廃棄いたさなければならなかった訳ですが、その要因として受け入れ先の問題と、発電機を調達するために時間を要し、その発電機の容量が少なかったり、そのために1台を数軒で利用せざるを得なかったために搾乳だけはようやくできても、バルククーラーを同時に稼働させることができなかったなどして、品質の低下により生乳を廃棄した酪農家もございました。この問題は、9月15日付けの北海道新聞にも取り上げられ、これまでは国として補償したことはないと掲載されておりましたが、道内の廃棄量は約2万トンにもなるとされている訳ですから、機会を見つけて国や道に被害の実態を訴えていくべきではないかと思っております。また、先程の答弁の中で乳業メーカー、それから北海道電力等への責任の所在等の町長の答弁もございましたけれども、それらのことについて併せて伺いたいと思います。この廃棄の問題は、停電による自家発電設備の不備が大きな要因ですが、過去の平成15年にも同じように長期間の停電があり、同じような状況になりましたが、それから15年間は長期間の停電もなく、生活インフラとして電気は供給されるものとして期待しておりました感がございます。最近では、黒毛和牛の好調さと過重労働のため、搾乳をいたす酪農家も減少しておりますが、反面では大型化が進んできておりますので、またこのような停電に備え、1農家に1台の大型発電機の必要性がクローズアップされてきたと思います。しかし、導入に際しましては、相当に高額な費用がかかる訳ですから、災害に備え事前に必要な台数をリース会社と締結をいたしながら確保いたすとか、補助制度を探すなど町としても農協

とともに取組む必要があるのではないかと思いますので、お伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問について、お答えいたします。再質問のありました1点目のビニールハウスの強度につきまして、既存のハウスに対しましては生産者それぞれがパイプで補強するなどの工夫をされておりますので、今後とも同様の対応をお願いしたいと存じます。なお、ハウスを新設する際には、先程の答弁でも申し上げました野菜促成栽培施設整備事業は、パイプの太さや梁の本数、ピッチの間隔など資材や規格に対する細かな規定を設けず、生産者の意向に沿うような内容としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。2点目でございますが、被害の状況等につきましては北海道に被害報告を行っておりますので、国にまで報告が届いているものと存じます。その中で、乳房炎に関連する支援など営農を継続するために必要な対応策を早急に検討したいとの農林水産大臣の発言が、日本農業新聞に掲載されておりましたので、その動向を注視してまいりたいと存じます。なお、自家発電につきましては、従前からの課題でありますし、生産活動の一環でございますので生産者団体である新冠町農協に対して対応を求めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 答弁ありがとうございます。1点だけお伺いしたいと思いますけれども、先程述べましたハウスの補強に対して、新設する場合は補助制度がございますけれども、先程申しましたように棟、梁そういったものをただ足すだけで相当強度が増すことができると思う訳ですけれども、既成のハウスに対して奨励というか、奨励策とか何らかの援助というものも併せて考えていただきたいと思っておりますけれども、その点1点だけお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問にお答えいたします。先程から申し上げていますように、既存の制度で対応していただくという中での方法しか、私どもは現在のところ考えてございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（芳住革二君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。次に、但野裕之議員の、タイムラインについての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いタイムラインについて、質問いたします。今回の行政報告の中で、去る9月4日から5日にかけて、北海道の日本海側を通過した台風21号が気象庁からの情報により、日高管内に暴風警報が発令される可能性が高いとの見通しから、早い段階から警戒にあたっていたとのこと。当町の豪雨・暴風雨に対する防災対応は、昼夜を問わず迅速かつ適正に行われており、対応する町職員に対する町民の畏敬の念すら感じさせるものであり、完璧と思われる災害予防対策が取られているものと推察します。町職員に対して敬意を表するところです。7月上旬に広範囲で大規模な土砂崩れや浸水災害などを引き起

こした東日本豪雨は、1府14県で高齢者を中心に226名の死者を出しました。この過去に例のない11府県に大雨特別警戒警報が発令された記録的豪雨がもたらした被害を受け、様々な課題が浮き彫りにされました。地域防災計画、ハザードマップ、タイムライン、市町村が発令する避難情報など防災体制は万全・盤石との防災対策であったはずのものが、脆くも自然の脅威の前に弱点が露呈されたのです。この場では、行政や企業、住民などが行う備えを予測される災害の数日前から時系列で網羅する防災行動計画、タイムラインが注目されていることから、タイムラインに絞って質問いたします。先進地のアメリカでは、2014年ニュージャージー州に上陸したハリケーンを浸水など約300億ドル、日本円で3兆円の被害を出しましたが、タイムラインに基づいた住民避難を進めた結果、死者はゼロとなっております。このことを受け、日本でも各自治体でタイムラインが策定されるようになりました。国土交通省は2014年から国管理河川流域で導入を始め、道内82市町村を含む730市町村で自治体が適切な時期に避難勧告や指示を出すことを目的に特化したタイムラインが策定されています。さらに、バス会社、町内会などの機関を加え、交通機関の通行止めや住民避難の手順などを網羅した多機関連携型タイムラインの策定も相次いでおり、4月現在道内4地域を含む全国19地域で策定が進んでいます。道内4地域のうち、2箇所が日高管内の沙流川平取地区水害タイムラインと沙流川日高町富川地区水害タイムラインです。また、国土交通省によりますと、2015年の関東東北豪雨の際、氾濫危険水位を超えた河川沿いで避難勧告や指示を出した市町村は、タイムラインを策定したところで72%だったのに対し、未策定のところでは33%に留まっているとの報告です。結論として、国土交通省はタイムラインがあれば首長が判断に迷うことなく、被害の最小限化に有効としています。西日本豪雨では、想定を超える雨量に見舞われ、タイムラインが上手く機能しなかった例も見られたとのことで、連携機関による検証をしながらの運用の改善が必要と指摘もしています。これらのことを踏まえて、当町においても地域の特異性を十分に理解・把握した上で、関係機関との連携をしたタイムラインの策定が必要かと思われます。今回の西日本豪雨で、多数の犠牲者が出たのは気象情報の提供や避難指示などが適切なタイミングで行われず、住民側も警戒の呼び掛けを十分に受け止められなかったことが要因と考えられています。これもタイムラインが策定され、それに基づいた避難指示が明記されていれば、犠牲者数を大幅に減らすことができたかもしれません。避難指示を出したけれども、結局何もなかったということは実際よくあります。予想が外れ、何も起こらなかったと批判されるかもしれないと考え、自治体は避難指示に慎重になりがちです。今回何も起こらないのではないかという安易な想定で、市町村が避難指示を出すのが遅れてしまうことは、どこの市町村でも起こり得る可能性があります。タイムラインが策定されていれば、迷うことなく市町村が発令する避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示と順を追って的確に発令することができるのです。現状、当町ではタイムラインを策定済みなのかどうか、町長のタイムラインに対する所見をお伺いします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員ご質問の、タイムラインについてお答えいたします。議員ご指摘のタイムラインとは、災害の発生を前提に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め予想し、いつ、誰が、何をするのかに着目し、取るべき行動とその実施主体を時系列で整理し、それぞれの機関が共有した防災計画のことであり、特に自治体が避難勧告等を発令するタイミングや情報伝達の方法等を整理した行動計画であります。近年、全国的な豪雨災害により、タイムラインの存在がクローズアップされている所ありますが、現在、道内の殆どの自治体では、このタイムラインが運用されていないことから、北海道が中心となり、策定に向けた取組みが進められているところであります。当町におきましては、タイムラインは策定しておりませんが、水害時における避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、適宜判断しているところであり、特に大雨災害時には、インターネットにより新和厚別水位局、朝日姉去水位局、豊田水位雨量局の3箇所を監視するほか、職員による目視観測地点を設け、水位の変化を監視しながら河川管理者である北海道が定めた氾濫注意、避難判断、氾濫危険のそれぞれの水位基準に基づき避難勧告、避難指示等の判断を行っているところであります。当町の場合、特に新冠川においては、北電ダムの放流によって水位が変わることやこれまでの経験から単純に判断できない状況もあることから、慎重な対応が求められているところであります。現在、北海道による新冠川・厚別川洪水浸水想定区域図策定業務及び新冠川水位予測システム検討業務が、それぞれ今年度中に完了する見込みとなっているほか、洪水時に特化した低コストの危機管理型水位計の設置についても協議されているところでありますので、その成果品等を基に関係機関と協議しながら、タイムラインの作成に取り組む予定としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） ただいまの町長の答弁から、道との連携を図った上でタイムラインの策定に進みたいという答弁がありましたけれども、これはやっぱり早急にですね、防災会議を開いた中で地区防災計画の中にタイムラインを明確に策定するよう求めたいと思っております。また、茨城県常総市では、関東東北豪雨で鬼怒川下流域の堤防が決壊し、多くの住民が逃げ遅れた反省を踏まえ、全国で初めて自治体としてタイムラインを作成し、推進しております。ここでは、小学校や地域で作成会を開くなど、全市民への普及を目指しております。当町も同様に、防災・減災を啓蒙する上でも、全町民への普及を目指すべきではないでしょうか。防災はまちづくりの最重要課題と考えます。万全で盤石な防災体制はありません。タイムラインの策定、導入を急いだ中で可能な限り地域の防災意識と防災力の向上を目指すことで、住みよい暮らしよい安心・安全なまちづくりが実現できると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問について、お答えいたします。タイムラインの策定には、ご承知のように河川管理者である北海道が重要となってまいりますし、個々の調査済まな

ければ町としても一緒に取り進めていくことができません。その辺をご理解いただきたいなというふうに思います。ただ、タイムラインを制定しても、これは何回も見直さなければなりませんし、その都度変更もしていかなければならないというふうに思っております。そういった中で、何よりも重要なことは武藤議員のご質問にもお答えしましたが、まず逃げることが一番大事だと思っておりますので、まずはそのところを町民の皆さんに広く周知していきたいというふうに考えてございます。また、北海道に対しましては、そのものを急いでやっていただくよう要求はいたしますが、当町に31年度予算というものをさせていただいたということは、相当早いというふうに思っております。まず、タイムラインを作った河川は、一級河川、国の所管する河川がほとんどであるということでご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（芳住革二君） 再々質問ありませんか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。以上をもちまして、一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

（11時16分）

（11時28分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 4 議案第35号 平成30年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第35号 平成30年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。歳出の10ページをお開きください。2款 総務費 から質疑に入ります。1項 総務管理費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。19節です。5目 企画費 の19節 負担金補助及び交付金 の中の、定住移住促進住宅取得奨励金15万円についてお聞きをいたします。この件については、当初9件分総額225万円の計上でございました。今回13件となったと、それで15万円を補正するというので説明があったと思うんですけども、当初予算9件の内訳については、ご承知の通り新築で町内業者の場合は40万円かける3件、それから町外業者の場合は10万円かける3件、そして中古住宅を取得した場合は25万円かける3件ということで、9件の225万円を計上していた訳ですけども、今回合わせて13件になった、その13件の内訳、町内業者が何件で町外業者、中古住宅取得が何件あったのかお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 内訳でございますが、町内業者、新築された方が2件、町外

業者の方が6件、中古住宅の取得につきましては4件の13件というふうになってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 理解しました。次にですね、中古住宅の取得物件リフォーム補助金、今回150万円という補正でございますけども、これも当初2件で100万円を計上されていたと思います。今回5件となったから150万円を補正するという説明でございましたけれども、これについては当然着工前に書類審査等をされて完成後検査をし、そして補助金の申請は完成検査終了後ということで解してよろしいのかどうか。また、5件の申請があった物件、これ町内別、東町に何件あるとか北星町に何件だったという状況もわかればお知らせいただきたいと思っておりますけれども、さらにもう1点先程質疑いたしました定住移住促進住宅取得奨励金と併せてですね、今後新たな申請があった場合の対応はどのようにされるのか、3点お聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） まず手続きにつきましては、ご質問のあった通りのような形で進めていくところでございます。件数の内訳でございますが、北星町で3件ですね。節婦が1件、中央町が1件ということでございます。今後、年内にそういった申請がある方は補正等で協議させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、11ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 社会福祉総務費 19節 負担金補助及び交付金 の介護者職員初任者研修のことについてお聞きをいたします。当初予算25万円で、町内在住者に対して受講料の3分の2を5名の方々に助成しようということで当初予算であったと思うんですけども、その後受講対象者が8名となったことから3名分補正対応したいという説明であったかと思っております。今回ですね、今講習会の定員は20名と定めたと思っておりますけども、既に開講式、これは終了したのかどうか。また、終了したのであれば開講日は、開講日というかその日はいつであったのか、また、町外者を含めですね、何名受講者がいたのかお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 介護職員初任者研修助成金でございます。まず、開講日ということでございます。こちらの日程ですが、当初9月8日の土曜日から10月27日の土曜日、16日間開催の予定でございましたが、先般の地震の関係で講師の都合がつかず、2週遅れの9月22日から開始となっております。それから何名かということでございますが、おっしゃった通り20名の定員に対しまして、11名の申し込みがございます。うち8名が新冠町民ということで、他町ということで新ひだか町2名、それから日高町が1名というような内訳になってございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 開講式はまだ終わっていないというふうに解してよろしいでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） その通りです。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） それでですね、この11名の方々がですね、現在どのようなことで今回の講習を受けるきっかけとなったのか、もし開講式にでも聞き取りができるのであれば、後日教えていただきたい。既に施設に就職しているんだけど、資格がないので今回取りたいとか、また今後のために取りたいとかということがあると思います。念のためそれを聞いていただきたいなと思ってます。それで、今回も受講費用は約8万円ということで、町が5万円と社協が1万円ずつ助成されてございます。本人負担は約2万円ということでございますけども、これは受講者にとって大変有意義な制度であると思います。そこで、今言ったように20名募集したところ、結果11名だという部分でございすけども、ちょっと少ないというふうな気がしてございますけども、その辺の分析はされているのかどうか。また、ご承知の通りですね、介護現場は慢性的な人材不足という実態が続いてございます。今後もですね、このような制度を創設して有能な人材確保に努めることによって高齢者等がですね、安心して暮らせることができる地域社会の実現に繋がるんでないかと思っておりますけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） ご指摘の通り最大20名ということで募集をした結果11名ということでございますが、周知の方法につきましては、事業主体であります社協の媒体を使ったり、町の駐在員文書など、または介護福祉団体へケアマネージャーさん等を通じまして募集を行った結果が現在という状況でございます。定員に関しましては20名ということでございましたが、開催におきましては10名以上参加者が募った時点で講習を実施しようというような内容でございます。それから応募のきっかけでございますが、直接聞き取りはしていないんですが、応募の状況から新冠町民の8名につきましては、現在介護サービス系の施設で働いている方が3名、それから障害サービス系が3名、それから福祉サービス系が1名、一般の方が1名という内容になってございます。動機については後程聞かせていただきたいと思っております。あと、今後の人材確保ということでございますが、議員おっしゃる通り介護職場では恒常的な人材不足ということが続いておりますので、この初任者研修はもとより、一つ上の実務者研修など今後も参加を呼び掛けていきたいと考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、13ページ。2項 林業費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。6款 商工費 1項 商工費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 商工費の観光費、工事請負費についてお伺いいたします。この工事請負費、総額で502万4000円補正してる訳ですけども、これは平成26年度に実施した温泉施設老朽化の調査の結果報告に基づく施設の改修なのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 平成26年度にリニューアルに向けてということで、調査会社に調査をお願いした部分もございますが、今回のことにつきましては、そういったこともあるんですけども、早急にですね、例えば取組まなければならないというそのLEDの照明だとか、客室もですね、かなり暗くなってきてるだとか、宴会場もですね、暖房効果が低いといった恒久的に取組まなければならないという現場の声もですね、お伺いした中で予算を付けていただいたものでございまして、26年度のものにつきましては今後ですね、事業費は過大にかかるという部分もございますので、それは追々ですね、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） わかりました。それで、今言ったLEDの照明器具の交換についてはですね、予算説明の中ではホテル旧館部分の照明をLED照明に交換するということがあったと思いますけども、当然交換にあたっては節電だとか、現状照明の使用期限、それから費用対効果等を考慮されて交換されると思いますけれども、ホテルの新館部分、それから温泉棟、これについては交換済なのか今後計画的に交換されるのかお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 新館部分だとかといった部分につきましては、今後ですね、計画的に検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。今のところと同じなんですけれども、温泉の宴会場でストーブの設置工事がありますけれども、このストーブ設置は新設で2基置くのか、それとも入れ替えて2基入れ替えるのか、この部分確認したいんですけれども。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 宴会場につきましては、エアコン設備といった中で暖房している訳でございますが、特に冬期間のですね、冷え込みが厳しい時だと中々数時間前にエアコンを入れてもですね、暖房効果が上がらないといったことがございまして、新設ということで石油ストーブをですね、設置するものでございます。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 石油ストーブ2台新設するということなんですけれども、20年近くなりますけれども、今までに既存施設のエアコンで賄っていて特に問題はなかったという形だったと思うんですけれども、近年寒さに対応できなくなってストーブを入れるとい

うことは、エアコン自体が老朽化でおかしくなった、故障した、あるいは不具合があって状況が悪いとのことであれば、宴会場のエアコンを修理すべきと思いますけれども、エアコンは現状稼働させておいて、修理・修繕よりも安価にあがるということでストーブ2基を設置するのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長

○企画課長（原田和人君） エアコンの修理となりますと、中々部分的というものもありますし、電気料と石油代を比較しますと石油代の方が比較的低価格で対応できるのではないかといた部分も検討いたしまして、今回石油ストーブを設置するものでございます。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の説明十分理解できました。であるのであれば、エアコンは作動させないでストーブだけということですか。それとも併用するということですか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） その辺につきましては、柔軟にですね対応していきたいというふうに考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 改修工事、屋根の葺き替えが一部残っていますが、見た目がありますのでいつ頃やるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 以前屋根改修はした訳でございますが、金額的にもですね、結構かかるということでございますので、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、14ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7番武田です。13節の委託料ですけれども、除雪の関係です。今年の冬は新冠町にしてはたくさん雪が積もりまして、それぞれ対応等大変だったと思います。東町の郵便局の前の通りも除雪に入った際に、あいあい荘の前の入り口も塞ぐような形があったんだと思います。それで、地域の人からあそこは救急車の出入りする可能性もあるところですので、そこはなるべく入り口は除雪しておいてほしいという声もありました。中々大変難しい部分もあると思いますが、その辺の配慮についてどうされるのかお伺いします。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） お答えします。まず、基本的にご理解いただきたいのは、昨年の大雪の際の対応とですね、通常時の対応ということなんですが、基本的には除雪につきましては市街地は基本的には除雪をしておりません。ただ、昨年はずね、皆さんご存知のように大雪だったんで、市街地におきましても歩道を含めてですね、除雪はしました。ただ、今ご指摘のあった箇所につきましてはですね、今後その辺注意しながら対応で

きる部分はしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 河川費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 2目 災害対策費 で、新型全国瞬時警報システム受信機を購入するということでございますけども、Jアラートの関係だと思っておりますけども、防災無線も含めてですね、今年に入り何回か試験をされていると思うんですけども、その結果異常はなかったのかどうかまずお聞きをします。また、予算説明はされておりますけども、なぜですね今回受信機を購入するに至ったのか経過も含めて、申し訳ないですけども説明をお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） まず1点目、行政防災無線の点検の結果の報告でありますけれども、異常はありません。異常なしという報告を受けてございます。それから今回Jアラート受信機を購入する経過でありますけれども、このJアラートにつきましては、機種更新がございまして今年度いっぱい、平成31年3月いっぱいまで現受信機に対する受信が行われないと。平成31年4月からは、新機種のみ受信がされるということになってございますので、これを今年度中に更新しなければ非常時にJアラートが作動しないということになってございますので、やむなく更新せざるを得ないということでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 来年の4月以降受信できないから新機種を設置するという事なんでしょうけれども、この関係についてはですね、これは国の都合なのか、それとも町の都合なのか。国の都合であれば国庫補助金等ですね、充当すればいいのかなというふうに思ってたんですけども、そこら辺。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 言い方に語弊はあるかもしれませんが、今議員がおっしゃられたように国の都合でございます。従いまして町としてはですね、今この時期まで予算計上は引っ張ってございましたけれども、国の都合によってせざるを得ないものに対して、財源措置はないのかということはずっと探っております。しかしながら、国庫補助金等が出る訳でもなく、今回につきましては緊急防災対策事業ということで交付税措置が70%される、その起債を使ってせざるを得ないという状況でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） この防災無線に代わって今度の新型の警報システム、中身、機能とかについては変わらないのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） このJアラートにつきましては、町の防災無線を使って国からの情報を発信するというだけでございまして、町の防災無線にのせる、それを受信する

ための受信機を今回購入するという事になってございまして、町の防災無線につきましてはそのまま、現状のまま使うということになってございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、15ページ。9款 教育費 1項 教育総務費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 小学校費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 印刷製本費、今回社会科副読本を作製するという予算計上でございますけども、今回作製する副読本の役割についてまずお聞きします。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 社会科副読本につきましては、小学校3～4年生の社会科の授業で使う教材でございまして、小学校3～4年生の社会科は、地域学習とも言われておまして、主な学習対象を身近な地域とすることによって地域社会に浸透して自覚を持たせ、公民的資質の基礎を養うとともに、ふるさと教育を進める上で社会科副読本は大変重要なものと考えています。今回の改訂につきましては、次期学習指導要領の改訂に併せ、審議会でも協議を重ね、基本的には前回の内容を基本としながらも、自然災害や伝統文化、それから先人の働き、近郊の地域産業等を盛り込みながら全面的な見直しを行っているものでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） わかりました。それについてはわかりましたけれども、最近の新聞誌上ですと、教科書が分厚くなり子ども達のですと、通学カバンとかランドセル、こういうものが重くなっている辛い実態を緩和しようと、教材を一部教室に置いて帰りますと、いわゆる置き勉、これを認める学校が徐々に増えてきてる訳です。そんなような記事が話題になっているところですけども、このような話題についてですと、編集委員会等でなかったのかどうか、また、作製数、それから製本のサイズ、ページ数、1冊の重さはわからないと思います。これはいいんですけども、これをわかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） お答えいたします。まず、副読本部分に関する重さの件ですけども、そういったことも協議を進めていたところでもありますので、そういったところでは話はしておりませんが、新聞等でもございましたけれども、文科省からそういった取組みの内容についての通知がございましたので、今回開催する校長会においてその辺の話をですね、併せて調査を進めようということ考えているところでございます。それからもう1点、今回の副読本の内容でございまして、数量につきましては310冊でございます。製本につきましてはB5版、本文が164ページでございます。カラー写真約200枚、それからイラストが90カット、それからカラー作図作表、それからカラートレース作成挿入約80点ということで、見積もりを出す予定でございまして。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 今作製数310冊ということでございますけども、31年度は3～4年生に配付をし、32年度以降は進級をされた、3年生になった児童に配付するという事となると思うんですけど、これでいいかどうか。この310冊、何年間使用できると見越して310冊とされたのかどうかお聞きします。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 議員ご指摘のとおり、そのとおりでございまして、新たな3年生に配るという形になります。4年に1度にこの見直しっていうことを考えておりまして、学習指導要領については10年ごとに改訂されるということになっておりますけれども、今回次期学習指導要領を例にとりますと、平成32年度から実施となりますけれども、通常学習指導要領の実施につきましては、今回の例でいきますと改訂が平成28年度に行われております。その後、周知徹底に1年、それから先行実施2年、その間に教科書の検定や採択、供給、それから全面实施となるのが平成32年度になりますので、今回も前回と同様にですね、4年おきの間隔を置きながら実施することによって、今から8年度の改訂後は周知徹底の期間にもあたりますので、新たな学習指導要領の対応手段が求められることになるということもありますので、4年間隔において冊数ということで計画しているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。5項 社会教育費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 少年国内研修交流事業、報償費と委託料合わせてございますけども、昨年度参加者は残念ながら13名ということで、今年の3月定例会の補正予算質疑の中で次年度は事業の魅力を伝えるようPRを行って、研修の意義を理解してもらうよう工夫したいという答弁がございました。今年度ですね、20名の定員に対しまして応募者が21名ということになって、選考経過も踏まえて21名全員ですね、参加決定に伴う今回その経費ということで補正をされたという、これについては認識をしたところでございます。そこでですね、今回の事業の実施に向け、教育委員会としての本事業の魅力を伝えるPRや、それから研修の意義を理解してもらう工夫をされた結果、これだけの応募があったと思う訳ですけども、どのような工夫や発信を行ってきたのか。またですね、学校別と男女別の応募状況についてお聞かせ願います。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） まず、当研修の参加者を募集するにあたりましては、例年の状況ですと各対象者個人に対して、まずはご案内を差し上げる。それから、各学校にポスターを掲示させていただくということでやってまいりました。ただ、いま議員ご質問の通り今年度の工夫といたしまして、これに加えてですね、事前事後の研修も含めてまずそれを事業の意味、異議をまず理解していただく。それから現地での内容、研修内容を理解していただく。そのことでどのような方法が必要かということで工夫をいたしました。それはですね、やはり映像で見ってもらうことが一番いいのではないかとということで、昨年

度事業経過をまとめましたDVDの映像を学校に赴きまして、学校にお願いいたしまして給食時あるいは昼休み、それから放課後といったところで流していただきたいというお願いをいたしました。それから、併せまして学校の方でも本事業に対して理解をしていただきまして、児童、生徒に声掛けをしていただいたということが大きいと思います。それから、2点目のですね、学校別の応募状況でございます。新冠小学校でございますけれども、対象が51名いました。その中で応募いただいたのは、男1名、女6名。朝日小学校につきましては対象者が14名、そのうち申し込みがありましたのは、女性5名ということでございます。中学校につきましては、昨年度行った子どももおりましたので、対象者34名でございます。申し込み者が男性6名、それから女性3名、計9名でございます。男7名、女14名、合計21名という状況でございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 今回はですね、新冠中学校の協力も得られ教頭先生も引率するというので、意義ある学者連携事業かなというふうに思っているところでございます。そこで、本事業実施にあたって先程事前事後研修を行うということでございましたけども、これについては有益な研修であるというふうに思っております。そこで、この事前と事後研修をそれぞれ何回くらい予定されているのかお聞きをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） 事前研修につきましては3回、事後研修につきましても3回ということで予定してございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（11時12分）

（11時22分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き一会議を再開いたします。歳入に入ります。議案第35号 7ページをお開き下さい。質疑は、ページごと一括して行います。7ページ。12款 使用料及び手数料 13款 国庫支出金 14款 道支出金 15款 財産収入 ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。コミュニティスクール推進補助について質問いたします。コミュニティスクールのことに関しまして、全道教育委員会研究大会も開かれ、活発に研修をされると思いますけれども、今年度における（聞き取り不能）進捗状況を説明を求めます。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） お答えいたします。教育委員会では2年間の学校運営評議会制度が導入できるように、本年5月14日に新冠町コミュニティスクール推進委員会を立ち

上げています。その後（聞き取り不能）決起集会の開催、また新冠町に合った学校運営評議会制度の在り方に概略について2回の協議を行っています。10月には、先程お話ありましたけれども、三笠で開かれます全国コミュニティスクール研究大会の参加を予定しています。今後、（聞き取り不能）再度内容を深め、（聞き取り不能）。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。使用料及び手数料、1節の牧野使用料のことについて質疑いたしたいと思います。使用料手数料の補正ということは、計画に対して何頭かの預託の増があったのではないかと思いますけどその頭数と、それから何頭までだったら預託を増やすことができるのか、そしてまた町外からの預託を受け入れていると思いますが、その頭数等についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） まず当初の計画とですね、実績との対比でございますが、当初240頭（聞き取り不能）予定してございました。現時点では292頭、（聞き取り不能）ピーク時では310頭ほどいたんですけども、（聞き取り不能）入牧頭数が増えているという状況です。入牧の可能頭数ですけども、人員とですね、あと草地の管理の状況にもよるんですけども、今年みたいに天候が不順であったりした場合はですね、なかなか頭数は増えないんですけども、一応300頭くらいを目途に今の段階では受け入れは可能かなと思っております。それと、町内町外の受け入れですけども、町内についてはですね、46頭ほど預けていただいています。全てホルスタインでございます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 町有牧野は草地更新も終わって、大変牧草の植生も良くて、見るからにいい（聞き取り不能）ができてるんでないかなっていうふうに見受けられます。ただ、ちょっと（聞き取り不能）が目立つのが残念な訳ですけども、こういった町外からも受け入れができるにも関わらず、施設やら労力やら機械の関係で300頭が限度ということでございますけれども、せっかくですからそういった体制等を今後構築し直して、どんどん受け入れるようなことにして、せっかくの施設、土地を有効利用を図っていくようなことを今後考えていってはいかがでしょうかと思いますけれども、そういった受け入れ規模を増やす、そういうようなお考えはないかのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） 議員おっしゃるようになりますね、草地更新をして牧野の機能も上がってはいるんですけども、いかんせんそれに対応するソフトの部分ですとか、ハードの部分がまだ対応しきれてございませんので、今後協議しながら検討したいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 酪農家にとってはあそこはきちっと受胎までさせていただいて、そして返してもらえるとということで、大変助かっているというふうにお伺いしております。

ので、体制を再構築して希望頭数もこれから増えてくると思いますので、そういったようなことで検討していただきたいと思ひますし、あと酪農家からの希望では、せつかく夏の間は預託していただいて大変助かっている。しかし、冬場になると戻ってきたやつを今度管理しなければならぬということ、せつかくの多頭数飼育で収益を上げる、効率的に上げていこうとしてる中で、こういったものを扱えるような体制をとってほしいという要望はあると思ひますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、堤町有牧野所長。

○町有牧野所長（堤秀文君） 今議員おっしゃったように町内の酪農家、特に肉牛の主要農家さんからは通年の預託というお話は聞いております。ただ、莫大な投資を伴うこと、でございますので、（聞き取り不能）通年の預託を含めてですね、（聞き取り不能）どのような活用ができるのか（聞き取り不能）

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり）ないようですので、8ページ。15款 財産収入、16款 寄付金、17款 繰入金 ありませんか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。17款 繰入金 1項 基金繰入金 3目 財政調整基金繰入金 についてお伺いいたします。前回の財政調整基金の残高はいくらでしょうか。また、28年度決算額からの増減はどのくらいになりますでしょうか。それと、その現状を踏まえ、今後多くの公共施設の更新が迫っている中どのような見通しをしていますでしょうかお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） まず1点目、財政調整基金の現在残高ということでございますけれども、今回9月補正後その残高の見込み額は6億6479万1399円、6億6479万1399円となっております。29年度末の残高が9億7696万4399円、9億7696万4399円ということでございます。この状況でございますけれども、基本的に一般財源不足分をですね、基金を崩しながら歳出に対応しているという状況でございますけれども、今ご指摘の通り今後大きな施設改修等も控えている中で、今後の見通しということになりますけれども、これは地方交付税の収入いかんによって大きく左右される部分もあると思ひますし、その他の歳出の削減等、そういったものを図りながらなるべく基金はですね、取り崩すことのないよう努めていきたいというふうに考えているところでございますけれども、今後地方交付税の減収、これが避けられない状況かなというふうにしてございましては歳出の削減等を図りながらやり過ぎしていきたいということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり）ないようですので、9ページ。19款 諸収入、20款 町債 ありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 少年国内研修の負担金載ってますけれども、これは要保護と準要保護の家庭については、負担金はどのような体制で考えているでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊昌行君） 負担金でございますけれども、私どもとして要保護、準要保護といった情報を仕入れる（聞き取り不能）ありませんので、（聞き取り不能）

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 情報は知ろうと思えばね、わかる訳なんですけれどもね、やっぱり教育の平等性とか機会均等みたいなことを考えるとね、やっぱり要保護、要支援の家庭にはね、全額とは言いませんけれどもそれなりの負担をするというようなことまで考えていかなければならないというふうに思うんですけれどもね、なんとか情報を仕入れてですね、今回対象者がいるとすればですね、12月の補正にしてもらいたいと思いますし、またそうでなければね、（聞き取り不能）予算についてはね、これは免除するとか半額にするとかそういった方法を考えてほしいなというふうに思いますけれども、教育長。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） （聞き取り不能）委員会等でも同様のご意見をちょうだいしたものでございますけれども、町の社会教育事業の枠組みの中でそれぞれ希望をされて参加をしていただく、そのことをもっているご家庭の事情の中で、そういった経済的な不安を抱えた中でというご家庭もいらっしゃるかもしれません。そういった部分のご相談は、しっかりと窓口として社会教育課が受けた中において、これらを支援することとしては減額ばかりではなくて、（聞き取り不能）所得上の方に対する福祉的な貸付というようなものもございますので、総体的に、もしそういったことが原因となって（聞き取り不能）世帯があるのであれば、その辺は拾っていかなければいけないなということでもありますけれども、現在のところそういったご相談というのは、これまで（聞き取り不能）ございませんことから、（聞き取り不能）現状をしっかりと把握しながら、（聞き取り不能）考えてみたいと思いますけれども、今年度の場合につきましてはご提案させていただいた内容の中で事業を行わせていただきたいというふうに考えています。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって質疑ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第35号に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第35号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第36号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第36号 平成30年度新冠町国民健康保険事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）

ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第36号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第37号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第6 議案第37号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第37号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議員派遣の件

○議長(芳住革二君) 日程第7 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにご異議ございませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第 8 発委第 1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第8 発委第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会 堤 俊昭 委員長。

○議会運営委員会委員長(堤俊昭君) 発委第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の内容について説明させていただきます。本意見書については、北海道町村議会議長会から議長に議決要請があったため、議会運営基準の請願等運用方針5に基づき、議会運営委員会として地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。次のページをお開きください。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。北海道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能が期待されている。これらの機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利

用を進める必要がある。循環利用の実現に向けては、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐などさまざまな取組みを更に加速するとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するために森林環境税の創設をはじめ、森林整備事業の財源の確保等の措置を講ずることを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。意見書提出機関は掲載のとおりです。以上が、発委第1号 林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてです。ご審議の上、採決くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については議会運営委員会から提出されていますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。これより、発委第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第 9 会議案第7号 閉会中の継続調査について

日程第10 会議案第8号 閉会中の継続調査について

日程第11 会議案第9号 閉会中の継続審査について

○議長（芳住革二君） 日程第9 会議案第7号 日程第10 会議案第8号 日程第11 会議案第9号 閉会中の継続調査及び継続審査について 以上3件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、平成29年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会の委員長から付託事件の審査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに、ご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会議案第7号から第9号は、各委員長からの申し出のとおり継続調査及び継続審査することに決定いたしました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。お諮りいたします。新冠町議会会議規則第7条の規定により、平成30年第3回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。（なしの声あり）ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（芳住革二君） これをもって、平成30年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（開会 13時22分）